

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

・遺伝子検査を活用した従業員の健康管理

自社の強みである遺伝子検査を、従業員の疾病リスク把握や生活習慣改善に活用し、科学的根拠に基づく健康経営を推進。

・健康施策のノウハウ共有と共同実施

検査データをもとに構築した健康支援プログラム（例：食事指導・運動推奨）を取引先にも展開・共有し、取引先企業とともに健康経営を実践します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

また、下請取引に限らず、OEM 供給先・委託先・フリーランス等を含む、当社との取引において立場に優劣のある事業者との関係においても、当該取引先との対等なパートナーシップの構築を妨げることをしないよう、適正な取引慣行の確保に努めます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、以下の取り組みを実施します。

・スポーツウェアの OEM 供給先に対し、労務費上昇にかかる情報提供を受けた場合は速やかに協議を行い、価格転嫁が適正に行われるよう配慮します。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

・当社は、スポーツウェアの製造において、原材料費・労務費・エネルギーコストの上昇等を踏まえた価格改定に際し、直接の取引先のみならず、製造や物流に関わるその先の取引先にも価格転嫁が可能となるよう配慮した価格決定を行い、その方針をサプライチェーン全体に明確に伝えるよう努めます。

・スポーツアパレルに関わる縫製企業、物流業者、原材料メーカー、またフットサル場運営に携わる施設業者・人材派遣業者・イベント会社等、あらゆるステークホルダーとの共存共栄を図るとともに、当社のパートナーシップ構築宣言を積極的に周知・共有し、宣言の連鎖がサプライチェーン全体に広がるよう取り組みます。

・当社は、遺伝子検査を活用した健康支援や生活習慣改善プログラムを従業員向けに提供しており、今後はこのノウハウを取引先にも共有・提案することで、パートナー企業における健康経営の実践を支援します。

2025年6月25日

SOLUM 株式会社

企業名

代表取締役 古川 将士

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。